

(仮称)四郷スマートタウン

大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

1 概要

豊田四郷駅周辺土地区画整理事業地内に「(仮称)四郷スマートタウン」を新設する(法第5条第1項)

2 届出の内容

届出年月日	令和元年12月19日		
店舗	店舗名称	(仮称)四郷スマートタウン	
	店舗所在地	愛知県豊田市豊田四郷駅周辺土地区画整理事業24街区1画地ほか33画地	
設置者	名称	三洋開発株式会社	
	代表者	代表取締役 田辺 宏章	
	住所	名古屋市熱田区金山町一丁目13番16号	
	その他	-	
小売業者	名称	株式会社カインズ	
	代表者	代表取締役 高家 正行	
	住所	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号	
	その他	2名	
店舗面積	9,094 m ²		
施設の配置	駐車場	位置	別紙図面のとおり
		台数	409 台
	駐輪場	位置	別紙図面のとおり
		台数	208 台
	荷捌施設	位置	別紙図面のとおり
		①面積	196 m ²
		②面積	85.6 m ²
③面積		25 m ²	
合計面積	306.6 m ²		
廃棄物保管施設	位置	別紙図面のとおり	
	容量	67.4 m ³	
施設の運営	営業時間	開店	24時間(一部午前7時)
		閉店	24時間(一部午後9時)
	駐車場利用時間帯	24時間(一部午前8時から午後10時まで)	
	駐車場出入口	数	4箇所
		位置	別紙図面のとおり
荷捌時間帯	午前6時00分から午後10時00分(一部午前8時00分)まで		
新設する日	令和2年8月20日		

3 参考事項

敷地面積	25,000 m ²		
建築面積	12,932 m ²		
延床面積	12,453 m ²		
業態	総合店		
用途地域	近隣商業地域	-	-
備考			

(仮称)四郷スマートタウン

4 基本的配慮事項

配慮事項	記述事項
(1) まちづくり計画の検討	都市計画等について情報収集し、検討する
(2) 深夜営業の対応	スーパー区画のみ深夜営業を実施
(3) 住民説明会の開催	地域住民等の理解が十分得られるよう説明・周知
(4) テナントの履行確保	届出事項及び届出書記載内容を入店テナントに周知
(5) 責任者の任命	店長を責任者として任命
(6) 予測乖離時の措置	再調査・再対策を検討の上、必要措置を実施
(7) 通年の臨時措置	オープン時や繁忙時など必要に応じて交通整理員を配置
(8) 開店時の臨時措置	交通整理員を配置

5 施設の配置及び運営方法に関する事項

1 駐車需要の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

(1) 交通に係る事項

ア 駐車場の必要台数の確保

(ア) 小売店舗の必要駐車台数

a 指針による算出

行政人口	店舗面積S	日來客数 原単位A (人/千㎡)	ピーク率B	駅からの距離 (商業系地域の 場合)	自動車分担率C	平均乗車 人員D	ピーク1hの 来台車数F $S/1000 \times A \times B \times C/D$	平均駐車 時間係数G	必要駐車台数 F×G
426,277人	9,094 ㎡	1,036	14.40%	210 m	65.00%	2.00 人	441 台	1.33	588 台

総駐車台数	従業員等駐車台数	業務用駐車台数	搬出入用駐車台数	併施設設駐車台数	来客用駐車台数	評価
409 台	0 台	0 台	0 台	0 台	409 台	△

b 指針によらない「特別な事情」による算出

大規模小売店舗が確保すべき駐車台数については、大規模小売店舗立地法指針に計算式が示されているが、ホームセンター等店舗面積に比べて1日に来客する客数が極端に少ない場合、特別な事情により当該計算式によることが適当でない場合は類似店のデータ等その根拠を明確に示して他の方法で算出することができるとしている。

本店舗については店舗面積のうち5,731㎡分がホームセンター区画であるため、通常物販区画分については指針算定式で、ホームセンター区画分については指針算定式の日來客数原単位を類似店実績の数値に置きかえて必要駐車台数を算出し、それらの合計を本店舗の必要駐車台数とした。

○通常物販区画(3,365㎡)

行政人口	店舗面積S	日來客数 原単位A (人/千㎡)	ピーク率B	駅からの距離 (商業系地域の 場合)	自動車分担率C	平均乗車 人員D	ピーク1hの 来台車数F $S/1000 \times A \times B \times C/D$	平均駐車 時間係数G	必要駐車台数 F×G
426,277人	3,363 ㎡	1,265	14.40%	210 m	65.00%	2.00 人	199 台	0.81	161 台

○ホームセンター区画(5,731㎡)

行政人口	店舗面積S	日來客数 原単位A (人/千㎡)	ピーク率B	駅からの距離 (商業系地域の 場合)	自動車分担率C	平均乗車 人員D	ピーク1hの 来台車数F $S/1000 \times A \times B \times C/D$	平均駐車 時間係数G	必要駐車台数 F×G
426,277人	5,731 ㎡	368.2	14.40%	210 m	65.00%	2.00 人	99 台	1.03	101 台

既存類似店舗実績

店舗名	項目	内容
美浜店	所在地	愛知県知多郡美浜町
	施設形態	複合(SM,ドラッグ)
	店舗面積	5,253 ㎡
	平均的な土日祝最大値	1,527 人/日
	日來客数原単位	290.7 人/千㎡/日(土・日・祝)
関店	所在地	岐阜県関市
	施設形態	複合(SM,飲食)
	店舗面積	7,814 ㎡
	平均的な土日祝最大値	2,877 人/日
	日來客数原単位	368.2 人/千㎡/日(土・日・祝)

施設全体の必要駐車台数

	ホームセンター区画	通常物販区画	小計
ホームセンター	5,731 ㎡	0 ㎡	5,731 ㎡
スーパーマーケット	0 ㎡	2,658 ㎡	2,658 ㎡
その他テナント	0 ㎡	705 ㎡	705 ㎡
小計	5,731 ㎡	3,363 ㎡	9,094 ㎡
合計	9,094 ㎡		

必要駐車台数	101 台	161 台
	262 台	
届出駐車台数	409 台	

(仮称)四郷スマートタウン

(イ)小売店舗に併設施設を含めた必要駐車台数
a 指針の参考式による算出

併設施設の面積	併設施設の割合 (併設施設面積/店舗面積)	必要駐車台数
175 m ²	1.9%	588 台

総駐車台数	従業員等駐車台数	業務用駐車台数	搬出入用駐車台数	=	来客用駐車台数	評価
409 台	0台	0台	0台		409 台	△

イ 駐車場の位置及び構造等

1平面自走オペレーター:無	2平面自走オペレーター:有	3機械式駐車場	共用駐車台数	ピーク1hの来台車数
1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	441 台

ウ 駐車場形式・出入口数・位置・駐車待スペース・分散確保・交通整理

敷地内 駐車場	種別	1	収容台数	409 台		歩行者動線	分離	騒音配慮	駐車待スペース	予測来台車数	駐車場の平面化	排ガス配慮	アイドリング停止	評価
				出入口数	道路種別									
東	1箇所	1	国道	27.9m	あり	53m	6.2m	46	ポストコーン	左折のみ	なし	なし	○	
西	1箇所	1	その他	14m	あり	25m	13m	113	双方向	左折のみ	なし	なし	○	
南	1箇所	1	その他	9.5m	あり	6.5m	13.3m	-	双方向	左折のみ	なし	なし	-	
北	1箇所	1	その他	17.7m	あり	53m	27.7m	139	ポストコーン	左折のみ	なし	なし	○	
交通整理員等の配置 年間を当して混雑する時期のみ配備														

評価	駐車場の基準	駐車場出入口の数・位置	駐車待スペース	駐車場の分散確保	出入口における交通整理
	○	○	○	○	○

エ 周辺交通状況の把握

交通量調査	来客車両等の方向別予測	店舗周辺状況調査	交通流動の予測
実施	実施	実施	実施(交差点需要率等の検討)

(ア)交差点需要率等の検討(近隣大規模小売店舗を考慮)

地点	需要率	休日			平日		
		現況	開店後	評価	現況	開店後	評価
地点1 (四郷町与茂田 交差点)	0.511	0.548	○	0.571	0.608	○	
	将来交通量/可能交通容量	0.590	0.651	○	0.674	0.736	○
	ピーク時間帯	15時台			17時台		
地点2 (四郷町東畑交 差点)	0.428	0.507	○	0.478	0.556	○	
	将来交通量/可能交通容量	0.365	0.635	○	0.501	0.642	○
	ピーク時間帯	16時台			7時台		
地点3 (四郷町森前交 差点)	0.474	0.531	○	0.516	0.573	○	
	将来交通量/可能交通容量	0.583	0.669	○	0.579	0.665	○
	ピーク時間帯	16時台			18時台		
地点4 (豊田北郵便局 北交差点)	0.588	0.722	○	0.584	0.694	○	
	将来交通量/可能交通容量	0.727	0.855	○	0.648	0.776	○
	ピーク時間帯	18時台			7時台		
地点5 (豊田北郵便局 南交差点)	0.602	0.711	○	0.553	0.604	○	
	将来交通量/可能交通容量	0.772	0.830	○	0.604	0.797	○
	ピーク時間帯	18時台			7時台		
地点6 (西山橋西交差 点)	0.423	0.552	○	0.580	0.708	○	
	将来交通量/可能交通容量	0.502	0.776	○	0.649	0.909	○
	ピーク時間帯	17時台			7時台		

※周辺道路の混雑を回避するための対策等

オープン時、繁忙時に交通整理員を配置します。オープンを案内する広告チラシで「来退店経路」を周知します。

オ 駐輪場等の確保等

駐輪場の位置及び箇所数	店舗建物北側及び南側
駐輪場の収容台数	208 台
標準収容台数	259 台
収容台数根拠	立地法参考式及び既存店舗実績(ホームセンター)による

位置評価	台数評価
○	○

カ 自動二輪車の駐車場の確保

自動二輪車駐車場の確保	なし	収容台数	—
位置及び箇所	駐輪場と共用		

位置評価	台数評価
○	○

(仮称)四郷スマートタウン

キ 荷捌施設の整備等
 (ア) 荷捌施設の整備
 荷さばき施設①

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	196㎡	あり	17分	3台	3台	○

(イ) 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
10:00~11:00	3台	16:00~17:00	10:00~15:00	なし	なし	○

荷さばき施設②

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	85.6㎡	あり	16分	2台	5台	○

(イ) 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
6:00~7:00	5台	16:00~17:00	19:00~翌7:00	なし	なし	○

休日 地点3南側断面

荷さばき施設③

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	一部混在	25㎡	なし	15分	1台	2台	○

(イ) 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
6:00~8:00	2台	16:00~17:00	10:00~15:00	なし	なし	○

ク 経路の設定等

(ア) 車両関係

a 来客車関係

案内表示の設置	交通整理員の配置	情報提供	生活道路の回避	通学路の回避	療養施設等の回避	右折経路
あり	配置	チラシ配布	回避	回避	回避	あり

b 搬出入車両関係

通学路との交錯	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
なし	—	—

※非配備の場合等の対応

—

c バス・タクシー等交通機関関係

駐車場の確保
確保

d 地方公共団体・公共交通事業者の事業関係

パークアンドライド事業等への協力
事業なし

評価
○

(イ) 歩行者通行関係

通り抜け可能通路の保持	通行妨害施設	閉店後の夜間照明の設置
必要なし	なし	配慮あり

評価
○

(ウ) 廃棄物・リサイクル関係

廃棄物減量化計画	リサイクル活動推進計画
実施	実施

評価
○

(エ) 防災・防犯対策への協力

a 防災への協力

避難場所の提供	物資の緊急提供	その他
締結可能	締結可能	—

b 防犯への協力

夜間照明の配置	警備員等の巡回	その他
配慮あり	なし	—

評価
○

(仮称)四郷スマートタウン

2 生活環境悪化防止関係

(1) 騒音発生に係る事項

ア 騒音問題対応策

(ア) 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	28 m	なし	来客車両・設備機器	なし	なし	-
西方向	14 m	14 m	荷さばき・来客車両・設備機器	なし	なし	-
南方向	10 m	なし	荷さばき・来客車両・設備機器	なし	なし	-
北方向	18 m	なし	来客車両	なし	なし	-

遮音壁の影響	遮音壁設置なし
--------	---------

(イ) 営業活動の騒音対策

早朝・深夜荷捌きの有無	なし
荷捌施設建築計画面での配慮	荷さばき施設①及び②の半屋内化
荷捌作業運営面での配慮	アイドリングストップ、作業の静音化・短縮化の周知徹底
放送設備使用面での配慮	屋外放送なし

(ウ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機等からの騒音配慮	低騒音型設備の採用
給排気口等からの騒音配慮	低騒音型設備の採用
駐車場からの騒音配慮	周辺道路との段差をなくす
廃棄物収集作業等に伴う騒音配慮	早朝、深夜の作業回避
経年劣化等の事後対策	機器周辺の防音措置の強化、機器の配置の見直し・更新

(エ) 併設施設における騒音対策

施設面の騒音配慮	低騒音型設備の採用
運営面の騒音配慮	低騒音型設備の採用

イ 騒音の予測評価

予測対象騒音	騒音源	騒音レベル	備考
定常騒音	空調機室外機	91	冷却塔
	冷凍機室外機	8	キュービクル
変動騒音	自動車走行	○	後進警報ブザー
	ゴミ収集作業	○	台車走行
衝撃騒音	荷降り音	○	台車走行
建物の構造(高さ) 鉄骨造1階建(8.5m)			

(ア) 等価騒音レベル予測

		東(A)	南(B1)	南(B2)	南(B3)
用途地域		準住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域
昼間基準値		55 dB	55 dB	55 dB	55 dB
夜間基準値		45 dB	45 dB	45 dB	45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	44.8 dB	52.7 dB	54.9 dB	53.5 dB
	評価	○	○	○	○
県	夜間等価騒音レベル	38.3 dB	35.3 dB	33.2 dB	28.7 dB
	評価	○	○	○	○
県		西(C1)	西(C2)	北(D)	
用途地域		第1種住居地域	近隣商業地域	準住居地域	
昼間基準値		55 dB	60 dB	55 dB	
夜間基準値		45 dB	50 dB	45 dB	
設置者	昼間等価騒音レベル	46.8 dB	47.7 dB	47.9 dB	
	評価	○	○	○	
県	夜間等価騒音レベル	25.7 dB	39.8 dB	40.5 dB	
	評価	○	○	○	
県		妥当	妥当	妥当	妥当
県		妥当	妥当	妥当	妥当

※基準値を超えた場合の対応等

全ての地点において基準値を下回っていますが、苦情等が発生した場合は誠意をもって対応します。

(仮称)四郷スマートタウン

(イ)夜間における騒音ごとの予測

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの有無		有			
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か					
上記A・Bの具体的内容		病院			
		東(a)	南(b)	西(c)	北(d)
用途地域		近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域
基準値を5dB減ずる要因		あり	なし	なし	なし
基準値		45dB	50dB	50dB	50dB
設置者	定常騒音の騒音レベル(合成値)	50.6dB	51.2dB	38.8dB	43.3dB
	評価	△	△	○	○
設置者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	77.1dB	47.4dB	77.1dB	77.1dB
	評価	△	○	△	△
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当	妥当	妥当
		東(A)	西(C2)	北(D)	
用途地域		準住居地域	近隣商業地域	準住居地域	
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	
基準値		40dB	50dB	40dB	
設置者	定常騒音の騒音レベル(合成値)	-	-	-	
	評価	-	-	-	
設置者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	44.3dB	51.1dB	48.7dB	
	評価	△	△	△	
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当	妥当	
		東(a')	西(c')		
用途地域		準住居地域	近隣商業地域		
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし		
基準値		40dB	50dB		
設置者	定常騒音の騒音レベル(合成値)	-	-		
	評価	-	-		
設置者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	40.7dB	47.5dB		
	評価	△	○		
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当		
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当		

※基準値を超えた場合の対応等

定常騒音のうち、予測地点a,bで規制基準値を超過しますが、現状の住居高さにおいては規制基準値を下回っているため、周辺住民に対する影響は小さいものと考えます。
 また、変動騒音のうち、予測地点a,c,dで超過したため、地点a,cにおいては住居等境界、住居等壁面で再予測を行い、規制基準値又は現況騒音(L5)の値と比較した結果、予測値は規制基準値又は現況騒音の値を下回りました。地点dについては保全対象側の予測地点D周辺は、消防署及び駐車場であり住宅の立地はないため、周辺環境に与える影響は小さいものと考えます。
 なお、開店後に住環境が立地する場合は、影響を検討の上、適切な対応を実施します。

(2) 廃棄物関係

ア 廃棄物等の保管について

悪臭問題関係配慮	保管施設の密閉性の確保
衛生問題関係配慮	保管施設の密閉性の確保

(ア)小売店舗の必要保管容量

a 指針に分類される廃棄物等

取扱品目	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更	評価
紙廃棄物用	47.5 m ³	1日	1.282 t	0.10 t/m ³	12.82 m ³	変更なし	○
金属製廃棄物用		1日	0.051 t	0.10 t/m ³	0.51 m ³	変更なし	○
ガラス製廃棄物用		1日	0.042 t	0.10 t/m ³	0.42 m ³	変更なし	○
プラスチック製廃棄物用		1日	0.129 t	0.01 t/m ³	12.93 m ³	変更なし	○
生ごみ用	19.9 m ³	1日	1.076 t	0.55 t/m ³	1.96 m ³	変更なし	○
その他可燃性廃棄物用		1日	0.491 t	0.38 t/m ³	1.29 m ³	変更なし	○
合計	67.40 m ³	-	-	-	29.93 m ³	-	○
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

(仮称)四郷スマートタウン

(イ)小売店舗以外の施設の必要保管容量

- a 飲食店の廃棄物等
小売店舗と別途確保

(ウ)小売店舗から排出される廃棄物の増減要因

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
レジ袋削減の実施	あり	空缶・空き瓶の回収箱設置	あり
ダンボール不使用納品の実施	あり	食品トレーの回収箱設置	あり
生ゴミ堆肥化施設の使用	あり	ペットボトルの回収箱設置	あり
廃棄物等圧縮機の使用	なし	食品加工場の設置	あり
脱水装置の使用	なし	物販店以外の施設との保管施設の共有	あり
その他	なし	その他	なし

※その他廃棄物減量化及びリサイクル等に係る取組み

・自動販売機を設置する箇所には、空缶・空き瓶・ペットボトルの回収箱を設置する。

(エ)廃棄物保管施設の位置・構造

位置・構造	種類・処理方法ごとの分別の実施	分別保管を実施
	搬出作業の利便性の確保	特になし
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保	夜間及び早朝作業は控える
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	あり
	生ゴミ保管施設の密閉性の確保	あり

イ 廃棄物等の運搬や処理について

十分な搬送頻度の確保	特になし
繁忙期の特別な措置	搬出回数を増便
運搬(予定)業者(免許番号)	未定
運搬業者・処理業者に対する情報提供	特になし
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	なし

ウ その他廃棄物関連対応策について

食品加工場等からの悪臭防止対策	悪臭対策として汚水マスの洗浄を行う
併設施設からの悪臭防止対策	悪臭発生源の定期的な清掃の実施

評価
○

(3) 街づくり等への配慮

街並みづくり等への配慮	外観・色彩等	店舗外観は、周辺景観との調和に配慮したものとする。
	環境美化活動	○ 従業員により定期的に店舗敷地内及び周辺の清掃を行う。
市町村等の公的計画への協力	豊田市の関係各課と調整、計画。	
照明等の配慮	駐車場利用者及び歩行者への安全に配慮	
敷地内の緑地計画	1209㎡(敷地の4.8%)の緑地を配置	

評価
○

出店地連絡会議の意見概要	対応
1 騒音対策について、周辺の生活環境に配慮した対策を実施すること。	1 騒音対策について、周辺の生活環境に配慮した対策を実施し、周辺生活環境へ影響が生じないように致します。 特に荷さばき施設②の午前6時台の搬入車両を削減するよう来場時間の調整について検討いたします。
2 車・歩行者等の来退店経路について、必要な対策を実施すること。	2 車や徒歩等での来場に際して、新聞折込チラシ等の各種媒体を通じて経路案内を行い、適切な経路にてご来場いただくよう周知します。 また、コミュニティバス停留所設置の依頼があった場合には検討いたします。 区画整理事業による新設道路の開通によって、より適切な来退店経路が設定可能な場合には、あらかじめ経路案内を行います。
3 光害・防犯について、周辺住民に配慮した対策を実施すること。	3 周辺住宅に光害が生じないよう、照明の配置や方向、照度について周辺に配慮した計画とします。 防犯については、防犯カメラの店内外の設置を行うとともに、設置の旨を告知するなど防犯対策を講じた店舗であることを周知します。
4 廃棄物について、廃棄物処理法に従い、適正に処理すること。	4 廃棄物について、廃棄物処理法に従い、排出される廃棄物については適正に処理を致します。

(仮称)四郷スマートタウン

市町村の意見概要	対応
<p>(1)駐車需要の充足等交通に係る事項 意見なし</p> <p>(2)騒音の発生に係る事項 ・騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例(以下「県条例」という。)に基づく「特定建設作業実施届出書」は、元請け業者から提出されています。なお、届出内容に変更が生じた場合は、変更の手続きが必要になるので注意してください。 ・騒音規制法、振動規制法及び県条例に規定する特定施設等(送風機、冷凍機など)を設置する場合は、規制基準を遵守できる計画にするとともに、「特定施設(発生施設)設置届出書」を設置工事の30日前までに提出してください。</p> <p>(3)廃棄物に係る事項等 ・産業廃棄物の保管は、掲示板を設置するなど、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)で定める産業廃棄物保管基準に適合した保管をしてください。 ・店舗内から発生する廃棄物について、廃棄物処理法に従い、適正に処理をしてください。 ※廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。保管や処理方法が異なるため分別してください。 届出書13ページ「12(1)廃棄物等の排出量の予測」を一般廃棄物と産業廃棄物別に表記してください。併せて19ページ「7廃棄物保管場所の計画」と整合を図ってください。 また、別添図面3の廃棄物等保管施設において一般廃棄物と産業廃棄物を別に保管するよう一般廃棄物保管施設、産業廃棄物保管施設と明記してください。</p> <p>(4)その他の事項 ・12m以上の工作物の設置に該当するため、豊田市の環境を守り育てる条例に基づく「テレビ受信障害に関する届出書」を工作物の着工前までに提出してください。 ・店舗建設時における汚濁水の流出防止並びに騒音、振動、粉じん及び悪臭の発生防止に適切な措置を講じてください。付近の生活環境には十分配慮し、万一、苦情が生じた場合は、適切に対応してください。 ・愛知県が、令和元年8月30日に、矢作川水系籠川の最大規模降雨を想定した洪水浸水想定区域図を公表した。 この区域図において、当該店舗は0.3m前後の浸水が見込まれる場所への立地となっているため、店舗においては、公表された浸水想定区域図などを確認し、現状を把握するとともに、台風などにより水害が発生する可能性がある場合に、店舗従業員や利用客が安全に避難できるよう、平時からの防災訓練や避難訓練の実施に努めていただきたい。</p>	<p>(1)駐車需要の充足等交通に係る事項 —</p> <p>(2)騒音の発生に係る事項 ・「特定建設作業実施届出書」に変更が生じた際には、速やかに変更手続きをいたします。 ・「特定施設(発生施設)設置届出書」を設置工事の30日前までに提出いたします。</p> <p>(3) 廃棄物に係る事項等 ・廃棄物等保管施設は種類ごとに表示を行い、保管基準に基づき適正に保管いたします。 ・店舗から排出された廃棄物につきましては、適正処理を行います。 また、届出書13ページの分類は大規模小売店舗立地法の指針に基づく分類となり、これを一般廃棄物と産業廃棄物とに分類することは難しいです。なお、運営の際には保管施設内において事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けて適正に保管いたします。</p> <p>(4) その他の事項 ・「テレビ受信障害に関する届出書」につきまして、届出いたします。 ・店舗建設工事に際して、汚濁水の流出防止並びに騒音、振動、粉じん及び悪臭を防止すべく適切な措置を講じます。苦情が生じた場合は、適切に対応いたします。 ・入店テナントには「洪水浸水潜航区域図」を共有し、平時より防災時への対処法を確認・共有いたします。</p>

住民等の意見の概要	対応
意見なし	—

県の意見案
意見なし

県の意見に至る考え方
指針配慮事項に対する設置者の対応並びに豊田市長及び出店地連絡会議の意見に対する設置者の対応はいずれも概ね妥当であると考えられる。